

桜が丘中学校いじめ防止基本方針

掛川市立桜が丘中学校

(平成 26 年 8 月策定 平成 30 年 4 月一部改訂)

掛川市立桜が丘中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 8 月策定
(平成 30 年 4 月一部改訂)

1 はじめに

いじめは、どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。いじめから生徒を守るためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」という意識をもち、学校・家庭・地域それぞれが役割と責任を自覚して取り組んでいかななくてはなりません。

もしいじめられている生徒がいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている生徒には、その行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。本校では、このような認識のもと、平成 26 年 6 月に策定（平成 30 年 3 月一部改訂）された「掛川市いじめ防止基本方針」に則って、「掛川市立桜が丘中学校いじめ防止基本方針」を定め、実行していきます。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（『いじめ防止対策推進法』より）

(2) 様々ないじめ

具体的ないじめのあらわれとしては、以下のようなものがあげられます。

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。

エ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

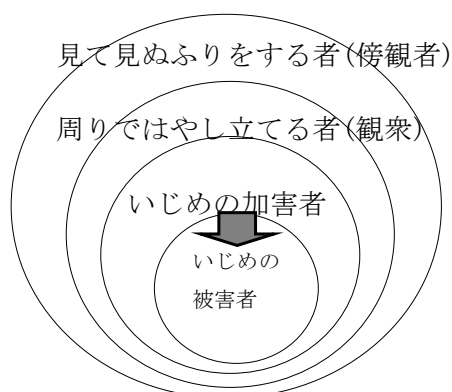
カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要であります。また、いじめには様々な表れがあるため、いじめであるかを判断する際には、「心身の苦痛をかんじているもの」だけでな、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合も考えて、周りの状況等をしっかりと確認することが大切です。

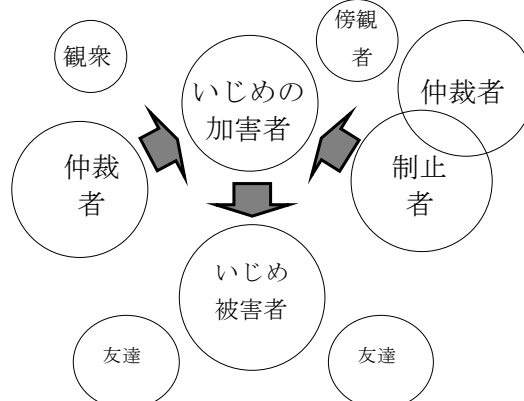
(3) いじめの理解

いじめが起きている集団は、下図のようにいじめの加害者・被害者だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをしている生徒を含め、「四重構造」になっていることが多いのです。この四重構造（図A）から、人権意識が高く、自浄力のある集団（図B）に育てる必要があります。

図A いじめのある集団



図B いじめをなくすことのできる集団



3 いじめの根絶

いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた次のような対応が求められます。

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止のためには、心の通い合う温かな人間関係を構築し、健やかでたくましい子どもを育てていきます。具体的には、次のような手立てを講じていきます。

- ア 人権教育・道徳教育の充実
- イ 学級経営の充実
- ウ 授業中の生徒指導の充実
- エ 人間関係づくりの充実
- オ いじめゼロ強化週間の取組
- カ 生徒会による取組
- キ 特別な支援を必要とする生徒への配慮
- ク インターネットに関する指導
- ケ 保護者や地域への啓発
- コ 教職員の資質の向上
- サ 学校間での取組の共有

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見のためには、生徒のささいな変化に気付く力を高め、気になることがあったら迷うことなく声掛けや情報収集をしていきます。また、日頃から生徒がいじめを訴えやすい体制を整えていきます。学校は、児童生徒、家庭、地域及び教職員に対していじめ報告の窓口となり、学校いじめ防止対策委員会を中心に早期対応にあたります。

見逃してはならない「子どものサイン」

- 1 清掃のとき、机運びを避けられる。
- 2 係や班の組織のとき、所属決定が最後の方になる。
- 3 足や腕などに傷やあざがある。
- 4 お金の貸し借りをするようになる。
- 5 遅れて教室に入ってくる。
- 6 授業中の集中力がなくなったり、休み時間にうつむき加減でいたりする。
- 7 保健室に行くことや、遅刻・早退・欠席が増える。
- 8 周りからの呼ばれ方（あだな等）が変わったり、衣服が汚れていたりするときがある。
- 9 インターネット、SNS、メール等を気にしている。
- 10 孤立する場面や元気のない場面、これまでと違う場面が多くなる。

(3) 関係機関との連携

いじめ問題への対応において、学校・家庭・地域の協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、次のような関係機関との適切な連携をはかっていきます。

- ア 教育委員会との連携
- イ 掛川市教育センター、市及び県教育相談機関等との連携
- ウ 警察との連携
 - …いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の触法行為につながる可能性がある場合
- エ 医療機関との連携
- オ 市こども希望課、市福祉課、児童相談所等との連携

4 いじめの対処

いじめの対処については、以下の流れを基本とします。

①いじめ情報のキャッチ

最初にいじめを見つけた教職員は、どんな小さなことでも学級担任・学年主任に連絡。
連絡を受けた者は、必ず教頭、校長に報告する。

②いじめ防止対策委員会による協議

直ちに「いじめ対策委員会」にて、事案に対する協議を行う。

◎生徒指導主事、校長、教頭、養護教諭、関係職員、スクールカウンセラー、**スクール**
ソーシャルワーカー等

必要に応じて、市教委や関係機関（警察・児童相談所等）との連携を図る。

③対応方針の決定と役割分担

情報の整理、対応方針の決定を行う。

緊急度（自殺、行方不明、脅迫、暴行等）の確認をし、自殺・行方不明等危険度が高い
場合は市教委へ至急報告をする。

役割分担…	被害者	からの聞き取りと指導担当	保護者への対応担当
	加害者		関係機関との連絡担当
	周囲の者		事実の記録担当

④事実の究明

聞き取りは基本的に、「被害者→周囲の者→加害者」の順番で。

場所、時間帯、秘密厳守には細心の注意を払う。

いじめの状況やきっかけ等をじっくり聞き取る。情報をつきあわせ、確実な情報に基づ
いた指導ができるようにする。

被害者と加害者の言い分をよく聞いて、整理をしてから次の段階へ進む。

⑤ケース会議の実施

学校だけの対処では不十分な場合、関係機関や専門家と学校が一体となって対応を協
議する「ケース会議」を実施する。

参加者（例）…学校、市教委、市こども希望課、民生委員・児童委員
児童相談所、警察署、スクールカウンセラー等

⑥被害者、加害者、周囲の者等への指導

謝罪は、形は事案によって異なるが、被害者のつらい気持ちや加害者の反省が双方に伝
わるように行う。学校の姿勢や今後の対応策について、双方に十分理解させる。

<被害者>担任を中心に生徒が話しやすい教職員が対応。

学校全体の姿勢や今後の対応策等を説明する。

保護者への説明は、基本的に複数の教職員で家庭訪問。

<加害者>中立的な立場の教職員が対応。

被害者のつらい気持ちに気付かせ、加害者が素直な気持ちで反省するよう
指導する。

保護者への説明や被害者への謝罪は、基本的に複数の教職員で家庭訪問。

<周囲の者>いじめを学級、学年、学校全体の問題としてとらえさせ、被害者の身にな
って周囲の者の態度がどのようにいじめに影響するかを考えさせる。

⑦いじめを許さない学校づくり

いじめを許さない学校をつくるために、手立てが十分であったか全教職員で振り返る。
具体的な改善策を立てて、実行に移す。

学校評議員会やPTA役員会などで、いじめの対応策を説明し、意見を聞くとともに、
共通理解を図り、さらに強固な協力体制を築く。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合。
- イ 生徒が相当の期間学校を欠席しており、欠席の原因がいじめと認められた場合。
- ウ 生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対処

学校は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。

(3) 学校又は教育委員会による調査

「桜が丘中いじめ対策委員会」又は「掛川市いじめ防止対策推進委員会」において調査を行います。教育委員会は、重大事態に関する調査結果について市長に報告します。

調査によって明らかとなった事実関係について、教育委員会は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行います。その際、個人情報には十分留意します。